

びるめん ニュース あいち

Vol.335

2017/3



一般社団法人
愛知ビルメンテナンス協会

Building Maintenance News AICHI

発行・編集

一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会 広報委員会

E-mail aichibm@lilac.ocn.ne.jp/ URL http://www.aichi-bma.jp

〒460-0008 名古屋市中区栄2-1-10 伏見フジビル8階

TEL 052-265-7536 / FAX 052-265-7537

今月の視点

人口減少時代、人手不足どうするか？

生かそう！日本語と母国語を持つ青年を
外国につながる人々と共に働くために

特定非営利法人 にわたりの会 代表 丹羽 典子

現在日本は猛烈な高齢化時代を迎えていて、外国人の受け入れにいろいろな意見があります。自国民の賃金の低下、失業の問題、治安の問題などで積極的になれないという意見も多いですね。

とはいっても、現在、日本で就労する外国人は、推計で84万人と大変多いのが実情です。また、海外各地で日本語教育が行われ、日本語学習者は365万人(国際交流基金2016年調査)と大変多く、これからも来日外国人は減らないように思われます。

しかし、一方で、言葉の行き違いや文化の違いに起因した地域社会との摩擦について報道されています。この状態に対し、秘策があります。それは現在日本で学んでいる外国人生徒また、その卒業生の活用です。

彼らの多くがもともと外国人労働者の子で、親に呼び寄せられて、国をまたいだ転校をした子供たちです。学習途中で使う言葉が変わり、苦労して生活してきました。そのため、日本文化と母国の文化を理解しています。逆境に押しつぶされず、パワフルに生きている子供たちです。日本人と共に学校教育を受けているので、日本のルールについての知識があり、漢字習得や敬語の使い方などを少し訓練するだけで、新しく来日した人々との架け橋となります。企業内教育などの体制を整備することで一段と彼らの力を引き出すことができます。

また、新たに来日してきた外国人について、メンタルケアの仕組みを作ることが重要です。

日本人は自分を低めて語る文化、言わずもがなの習慣が染みついていて、「言わなくても分かるだろう。」ということを外

国人に求めることは望ましくありません。多くの国では、埋没しないために自分をまずは打ち出し、自分を低めるということはありません。やってほしいこと、守ってほしいことははっきりと伝えましょう。たとえば、「朝出かけようとしたら、子どもの調子が悪い時どうしますか?」と。「知り合いに頼んで自分は時間に間に合うように出勤する。」という答えが返って来ず、急に休んでしまうかもしれません。これを防ぐために、「急な用事ができたときは、できるだけ早めに連絡してください。」また、「契約時間の5分前には仕事場に行ってください。」といった感じです。また、短い文を積み重ね、ゆっくり仕事内容を話しましょう。そして、プラスの思いを伝えましょう。「あなたがいて助かる。困っていることがあったら、迷わず相談してね。」と。努力が積み上がっていくことを目に見える形にすることも大事です。努力し迷惑をかけずに働いた期間が積み上がれば給与アップ、賞状、待遇改善など目に見える形にするというのはどうでしょう。

さらに、レベルアップのチャンスを定期的に設けるといいでしょう。日本人の中で孤立しがちなので、家族ぐるみで参加できるイベントを年に数回作ると思います。どの国の人も自分が下に見られているというのは敏感に感じます。問題点を指摘しなくてはいけないとき、相手が納得できるように話しましょう。

このように、トラブルを未然に防ぐ仕組みを作っていくのもです。それにつけても2つの国の文化を身につけている日本で学んでいた青年たちはきっとこの国や企業の力になってくれることと思います。

このように、トラブルを未然に防ぐ仕組みを作っていくのもです。それにつけても2つの国の文化を身につけている日本で学んでいた青年たちはきっとこの国や企業の力になってくれることと思います。

このように、トラブルを未然に防ぐ仕組みを作っていくのもです。それにつけても2つの国の文化を身につけている日本で学んでいた青年たちはきっとこの国や企業の力になってくれることと思います。



災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する 愛知県との協定に係る説明会を開催しました

今般、愛知県から「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」の締結について要請を受けました。

この地域では南海トラフ地震の発生が強く危惧されており、当協会においても災害発生時における対策や活動体制構築のため、平常時からの体制の整備と発災後の社会機能の早期復旧に向けた活動が大変重要であると認識しています。

そこで、ビルメンテナンス業で培ってきた専門的な知識・技術や経験を活かしてこの地域が被災した場合に避難所等の衛生的な環境の確保対策を支援するため、愛知県との協定の締結を行うこととなりました。

この協定に基づく支援活動は社会貢献策の一環として行うものですが、会員の皆様のご理解とご協力が不可欠であることから、2月6日(月)午後、大成(株)研修センターにおいて46社60名の会員の皆様に参加いただき説明会を開催しました。

説明会では、加藤憲司協会長のあいさつの後、愛知県健康福祉部保健医療局生活衛生課の國見師志氏から本協定案の主旨及び概要について説明いただき、協会事務局長から避難所での清掃等の支援活動についての資料説明を行いました。

※この協定は、去る2月17日(金)愛知県公館において愛知県知事との協定締結式が行われました。



▲愛知県 國見師志氏(協定の主旨、概要)



▲協会事務局(避難所での清掃等支援活動)

災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定書

愛知県(以下「甲」という。)と一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会(以下「乙」という。)は、大規模な地震、風水害、その他災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における避難所等の清掃業務(以下「業務」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条(趣旨) この協定は、甲が災害時に愛知県災害対策本部を設置し、かつ、愛知県内に災害救助法が適用された場合において、甲の要請に基づき乙が実施する業務について必要な事項を定めるものとする。

第2条(定義) この協定において、「避難所等」とは、災害時の避難所のほか、甲及び市町村が管理又は指定する災害対策上重要な施設をいう。

第3条(要請) 甲は、災害時において必要と認めるとき又は市町村からの要請を受け、業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対して業務の提供を要請するものとする。

第4条(業務の範囲) 甲の要請に基づき乙が実施する業務は、避難所等の清掃等環境衛生面に係る応急的措置(人員の支援、機材の支援、薬剤の提供等)のほか、甲が必要と認めるもののうち、要請時点で乙が対応可能なものとする。

第5条(要請手続等) 第3条の要請は、原則として甲が別に定める文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請に対する業務の提供を行うものとし、業務の内容について、乙の支援を受ける甲又は市町村と協議するものとする。

3 乙は、前項の業務を完了したときは、速やかにその状況を甲に報告するものとする。

4 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

第6条(費用の負担) 第4条の業務の提供に要する費用は、原則として乙が負担するものとする。ただし、業務の提供に要する消耗品費等の実費相当額については、災害が発生した直前の価格を基準として、乙の支援を受けた甲又は市町村と乙の双方が協議により、乙の請求により乙の支援を受けた甲又は市町村が支払うものとする。

第7条(損害の賠償) 乙が甲の要請による業務の提供を行う際に、第4条に規定する業務に従事した者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における損害賠償及び第4条に規定する業務の提供を受けた避難所等が損害を受けた場合(第三者に及ぼした損害を含む。)における損害賠償は、乙の責任により行うものとする。

第8条(協議事項) この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

第9条(協定の効力) この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の前までに、この協定の解除又は変更について、甲と乙いずれからも何らかの意思表示がなされないときは、さらに1年間延長されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年2月17日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
愛知県知事 大村 秀章
乙 愛知県名古屋市中区栄二丁目1番10号
一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会
会長 加藤 憲司

平成28年度 労働安全衛生大会

労働安全衛生委員会

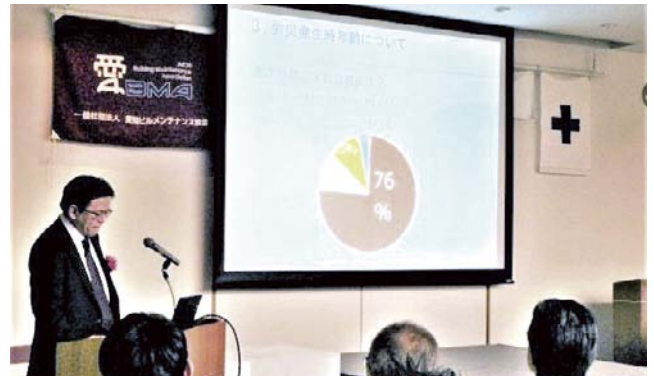
平成29年2月8日(水)午後、名古屋国際会議場において愛知労働局のご後援をいただき、60社122名の参加者を得て労働安全衛生大会を開催しました。

ご来賓には愛知労働局 労働基準部 三好 了安全課長及び川澄裕重専門官をお招きし、加藤憲司会長の開催あいさつに続き、三好 了安全課長からは労働災害防止のためのポイントのお話とごあいさつをいただきました。

また、大会では労働災害の防止を目的に募集した労働安全衛生作品「ポスター・デザイン」、「ヒヤリ・ハット事例」及び「標語」の展示と優秀作品の表彰式が行われました。(優秀賞作品については、ホームページに掲載)

講演会では、大成(株)と名古屋市立大学及び中部大学が平成27年9月から開始した産学共同研究の取り組みについて、「高齢作業員の転倒防止のための産学共同研究」と題し、大成(株)経営企画本部 業務企画部長の古川 優氏から共同研究に至った経緯について、また、名古屋市立大学 看護学部 大学院看護学研究科 高齢者看護学教授 山田紀代美氏から共同研究の取り組み内容とその中間報告などのご講演をいただき貴重な時間を過ごしていただくことができました。

最後に労働安全衛生委員会の堀口 弘委員長から閉会の言葉があり大会を無事終了しました。今後とも各職場での労働災害の防止に向けて皆様のご努力をお願いいたします。



▲講演 大成(株)古川 優氏



▲講演 名古屋市立大学 教授 山田紀代美氏



▲開会あいさつ 加藤憲司会長



▲閉会の言葉 堀口 弘 労働安全衛生委員長



▲労働災害防止のためのポイント あいさつ 愛知労働局 労働基準部 三好 了 安全課長



▲労働安全衛生作品 優秀賞の皆さん

平成28年度 労働安全衛生優秀作品

標語 もしかして!

そんな気持ちで再チェック!

コニックス(株) 田中哲也さんの作品

理事会・各種委員会

◆第10回 理事会

開催日時 平成29年2月15日(水) 午後4時30分～5時30分
 開催場所 豊橋商工会議所 4階 402会議室
 出席者 加藤会長始め13名の出席を得て、加藤会長が議長となり審議を行った。
 主な審議事項 ・平成29年度事業計画及び予算について
 ・災害支援協定に係る定款(事業)への追加記載について
 報告事項 (委員会報告/全協報告/地区本部報告/事務局報告)

・びるめんニュース平成29年3月号の構成
 ・平成29年度の事業計画について

会員の動き

3月1日現在会員数
 普通会員 122社 賛助会員 22社

賛助会員

年月	会員名	異動(変更)事項	異動内容
29.2	ミノサービス(株)	電話番号	新 052-916-6787 旧 052-916-6771
		FAX	新 052-916-8043 旧 052-916-6772

◆第11回 広報委員会

開催日時 平成29年2月14日(火) 午前10時～11時
 開催場所 協会事務局会議室
 酒井委員長始め4名の出席を得て以下について協議

平成29年4月の予定

卯月

日	曜	行事等	日	曜	行事等
1	土		16	日	
2	日		17	月	
3	月		18	火	
4	火		19	水	統括管理者講習会 [大成株研修センター]
5	水		20	木	
6	木	統括管理者(再)講習会 [大成株研修センター]	21	金	
7	金			22	土
8	土		23	日	
9	日		24	月	防除作業監督者講習会 [大成株研修センター]
10	月		25	火	
11	火		26	水	
12	水		27	木	
13	木	防除作業監督者(再)講習会 [大成株研修センター]	28	金	
14	金			29	土
15	土		30	日	

賛助会コーナー

多彩な仕切りパターンで 多様な清掃に対応

汚れの干渉を仕切り板で防止



仕切り板の組み合わせで6区分までアレンジ可能

仕切り板
 インナーバケツ
 アウターバケツ
 ホースホルダー付 便利な目盛付



仕切付きバケツⅡ 付け替え可能な仕切り板で、現場のニーズに合わせて資機材を収納。トイレ清掃から各種メンテナンスまで幅広く活躍します。

株式会社 **テラモト** 名古屋支店 <http://www.teramoto.co.jp/>
 住所 / 〒460-0024 名古屋市中区正木1丁目3番12号 TEL052-324-8331 F A X 052-324-8335

事務局だより

東日本大震災から6年が経過しました。地震に備えて皆さんはどんな準備をされていますか?電気やガス、水道などのライフラインが止まった場合に備えて、普段から飲料水や非常食などを備蓄しておくことが大切です。防災のために特別なものを用意するのではなく、普段の生活の中で利用されている食品等を備えるといふとわれています。

備蓄の例として、
 ・飲料水 3日分(1人1日3ℓが目安)
 ・非常食 3日分の食料として、ご飯、ビスケット、乾パンなど
 ・トイレペーパー、ティッシュペーパー、マッチ、ろうそくなど

非常に広い範囲に甚大な被害が及ぶ可能性のある南海トラフ巨大地震では「1週間分以上」の備蓄が望ましいなどの指摘もあるそうです。また、飲料水とは別にトイレを流したりする生活用水も必要です。日頃から、水道水を入れたポリタンクを用意する、お風呂の水をいつも張っておくなどの備えをしましょう。

「防災の手引き～いろんな災害を知って備えよう」
 首相官邸ホームページ
<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/bousai/>